専決処分の報告について

町長の専決事項の指定について第１項の規定により、事故賠償について別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第２項の規定により報告します。

令和８年９月18日提出

湯河原町長　内　藤　喜　文

専　決　処　分　書

地方自治法第180条第１項の規定に基づく議会の議決により指定された町長の専決事項について、町長の専決事項の指定について第１項の規定により、事故賠償について次のとおり専決処分する。

令和８年８月30日

湯河原町長　内　藤　喜　文

事故賠償について

湯河原町は、湯河原町吉浜1576番地の31付近において発生した物損事故について、相手方に与えた損害賠償の額を次のとおり決定し、示談する。

１　損害賠償の額　　金１４，２５０円
（　内　容　）　　釣竿購入費用の一部

２　損害賠償の相手方　　東京都内の個人

３　事故の概要　　令和８年７月12日午前11時55分頃、湯河原町吉浜1576番地の31付近において、湯河原中学校グラウンドから飛び出したサッカーボールが、相手方の釣竿に当たり、これを破損させた。